

あかし安全のまちづくり計画（明石市強靱化地域計画）概要

1 計画の策定趣旨と位置付け

(1) 計画の策定趣旨

事前の防災及び減災、その他迅速な復旧復興の観点より、国の国土強靱化基本法に基づく「国土強靱化基本計画」及び県の「国土強靱化地域計画」との調和・整合を図り、あらゆる災害に対応するため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進し、市民の安全・安心を確保するとともに、人命を守ることを最優先に、また地域社会が致命的な被害を受けることなく迅速に回復できるよう「強靱な地域」を確立することを目指し、本市における他の計画の強靱化に関する指針として、明石市強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定するものです。

(2) 位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「地域計画」であり、国の基本計画との調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である「明石市総合計画」とも整合を図りながら策定し、「明石市地域防災計画」や明石市総合計画の各種部門計画における本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けます。

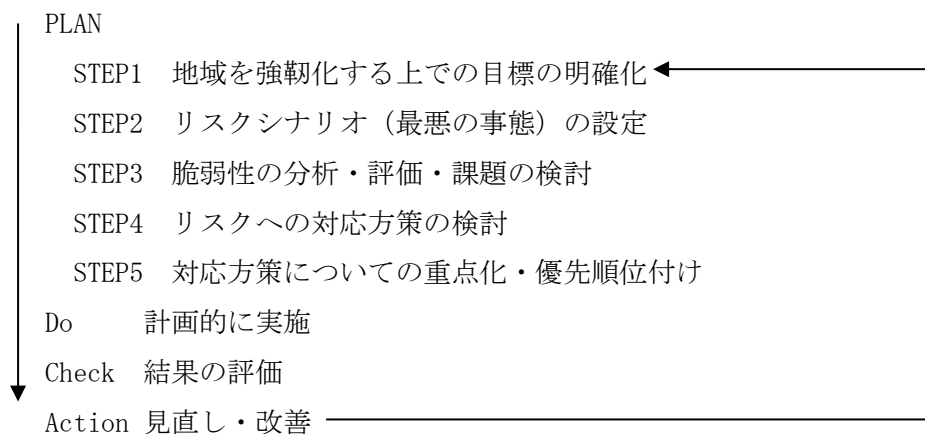
2 対象とする大規模災害

本計画で対象とする災害は、明石市に大きな被害をもたらす大規模災害として、自然条件や過去の災害発生、予見の状況等を踏まえ以下の通り設定しました。

- 地震及びその発生に伴う津波災害
- 風水害による豪雨、土砂災害、高潮災害

3 計画の基本方針と推進

本地域計画は、国、県の計画に基づいて、基本目標、事前に備えるべき目標を設定し、以下のスキームにより策定し、取り組みを推進します。



基本計画や基礎自治体の役割等を踏まえ、「基本目標」及び「基本目標」の達成のために必要な「事前に備えるべき目標」を設定しました。

基本目標

- 1) 人命の保護が最大限に図られる。
- 2) 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- 3) 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する。
- 4) 災害発生後の迅速な復旧・復興を可能にする。

事前に備えるべき目標

- 1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- 2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- 3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- 4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- 5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
- 6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- 7) 制御不能な二次災害を発生させない。
- 8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

4 「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)の設定

国及び兵庫県の基本計画において設定された大規模自然災害発生時における「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を基本としつつ、本市の地域特性や基礎自治体としての役割を踏まえ、基本目標を達成する上で、8の「事前に備えるべき目標」に対する38の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定しました。(次項)

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災、住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生
	1-5 情報伝達の不備や意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。	2-1 被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
	2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエ

<p>(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。</p>	<p>エネルギー供給の停止</p>
	<p>5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</p>
	<p>5-4 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止</p>
	<p>5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態</p>
	<p>5-6 食料等の安定供給の停滞</p>
<p>6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。</p>	<p>6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止</p>
	<p>6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止</p>
	<p>6-3 下水道の長期間にわたる機能停止</p>
	<p>6-4 地域交通ネットワークが分断する事態</p>
<p>7 制御不能な二次被害を発生させない。</p>	<p>7-1 市街地での大規模火災の発生</p>
	<p>7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺</p>
	<p>7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p>
	<p>7-4 有害物質の大規模拡散・流出</p>
	<p>7-5 農地の荒廃による被害の拡大</p>
<p>8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。</p>	<p>8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
	<p>8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
	<p>8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
	<p>8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
	<p>8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
	<p>8-6 避難所運営がうまくいかず避難所における自治が崩壊する事態</p>
	<p>8-7 被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態</p>
	<p>8-8 地域経済等に甚大な影響を及ぼす風評被害等の発生</p>

5 推進すべき施策の方針

「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を踏まえ、事前に備えるべき目標に対する今後の施策、取り組みを、リスクシナリオごとに示しました。

※網掛け部分は重点化するリスクシナリオ

目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	
1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災、住宅密集地における火災による死傷者の発生	
<ul style="list-style-type: none"> ◆住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化 ◆市有建築物の新設、耐震化、機能改善 ◆橋梁の耐震化 ◆公園施設の耐震化、長寿命化 ◆道路ネットワークの確保 ◆危険空き家対策 ◆大規模盛土造成地の調査・指導 ◆消防活動拠点の整備と機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆消防活動隊の出動体制強化 ◆消防団の充実強化 ◆住宅防火対策 ◆住宅用火災警報器の設置促進 ◆消防法及び建築基準法の法令違反の建物に対する是正促進 ◆消防水利の多様化 ◆密集住宅市街地等の防災性向上 ◆防災教育・啓発 ◆避難行動要支援者の支援体制の構築
1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	
<ul style="list-style-type: none"> ◆安全な避難の確保 ◆防御施設の改良 ◆防御施設の迅速な操作 ◆防災教育・啓発（一部再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難行動要支援者の支援体制の構築（再掲） ◆要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
<ul style="list-style-type: none"> ◆漁港の高潮対策 ◆港湾・海岸の高潮対策 ◆河川の高潮対策 ◆河川の整備 ◆内水氾濫対策 ◆ハザードマップの改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ◆防災教育・啓発（一部再掲） ◆避難行動要支援者の支援体制の構築（再掲） ◆要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化（再掲）
1-4 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生	
<ul style="list-style-type: none"> ◆住宅への土砂災害対策支援 ◆ため池・水路等整備 ◆安全な避難の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ◆防災教育・啓発 ◆土砂災害警戒区域等点検

◆避難行動要支援者の支援体制の構築
(再掲)

◆要配慮者利用施設における災害時の体制
整備の強化 (再掲)

1-5

情報伝達の不備や意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

◆災害リスクの周知
◆災害情報伝達体制の推進
◆避難行動要支援者の支援体制の構築
(再掲)

◆要配慮者利用施設における災害時の体制
整備の強化 (再掲)
◆多言語による防災関連資料、パンフレット
などの作成・配布

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1

被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止

◆物資調達・供給体制の構築
◆備蓄計画の推進、避難所における物資・資
機材の確保、家庭内備蓄の啓発
◆物資供給ルート確保

◆水道施設の耐震化
◆応急給水体制の整備
◆市場施設の防火・耐震化
◆電気・ガスの早期復旧

2-2

自衛隊、警察、消防、海保等に被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

◆消防活動拠点の整備と機能強化 (再掲)
◆消防活動隊の出動体制強化 (再掲)
◆災害対応の体制・資機材の充実

◆消防の情報通信施設の強化
◆消防団の充実強化 (再掲)
◆防災教育・啓発 (一部再掲)

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

◆燃料の確保

◆電気・ガスの早期復旧 (再掲)

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

◆大規模災害時の一斉帰宅の抑制と帰宅困難者の受入対策

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

◆災害時における医療体制の整備
◆医療救護・保健計画の策定
◆救護班の整備

◆民間の医療機関の耐震化の促進
◆物資等の供給を支える支援ルートの整備

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

◆避難所等の衛生環境の確保
◆被災地域の感染症対策・食中毒対策の実
施

◆下水道業務継続体制の整備
◆下水道施設の耐震・耐津波化の推進

2-7

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者発生

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ◆ 備蓄の推進・施設の機能強化 | ◆ 保健医療活動チームの要請・受援体制の整備 |
| ◆ 物資調達・供給体制の構築 | ◆ 避難者の健康の確保 |
| ◆ 福祉避難所の体制整備 | |

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ◆ 本庁舎等の耐震化 | ◆ 災害時初動対処体制の強化 |
| ◆ 業務継続体制の整備、他自治体との連携強化 | ◆ 指定金融機関との連携 |
| ◆ 市本庁舎の代替施設の指定 | ◆ 消防活動拠点の整備と機能強化(再掲) |
| ◆ 長期電源途絶等に対する対応の検討 | ◆ 火葬場施設の機能確保 |
| ◆ バックアップ体制の整備 | ◆ 遺体安置場所の確保 |
| ◆ 職員用備蓄食糧の確保 | ◆ 学校等の長寿命化 |

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- | | |
|---------------|------------------------|
| ◆ 情報通信設備の多重化等 | ◆ 長期電源途絶等に対する対応の検討(再掲) |
|---------------|------------------------|

4-2

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- ◆ 情報伝達の多様化【総合安全対策室】

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- | | |
|------------------|----------|
| ◆ 個別企業のBCPの策定の促進 | ◆ 道路の確保等 |
|------------------|----------|

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- | | |
|---------------|--------------|
| ◆ ライフライン機能の確保 | ◆ 道路の確保等(再掲) |
|---------------|--------------|

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- ◆ 危険物施設等の災害時連携体制の強化

5-4 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止

- | | |
|-------------|---------------|
| ◆ 道路交通基盤の整備 | ◆ 安全・安心なみちづくり |
|-------------|---------------|

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- ◆金融機関におけるBCP策定の推進

5-6 食料等の安定供給の停滞

- ◆市場施設の防火・耐震化（再掲）
- ◆農地の保全の取組
- ◆物資供給体制の整備

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1

電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- ◆市有施設へのエネルギー供給源の多様化
- ◆住宅等におけるエネルギー供給源の確保

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ◆農業水利施設の保全
- ◆応急給水体制の整備（再掲）
- ◆水道施設等の耐震化（再掲）
- ◆業務継続計画の整備
- ◆水道施設の機能確保（再掲）

6-3 下水道の長期間にわたる機能停止

- ◆下水道業務継続体制の整備
- ◆下水道施設の耐震・耐水化の推進（再掲）
- ◆下水道施設の老朽化対策

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

- ◆橋梁の耐震化
- ◆道路ネットワークの維持管理

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

- ◆密集住宅市街地等の防災性向上（再掲）
- ◆消防団の充実強化（再掲）
- ◆道路ネットワークの確保
- ◆消防水利の多様化（再掲）
- ◆地域の災害対応力の向上

7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- ◆避難路沿道建築物の耐震化等

7-3 ため池、農業用施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ◆ため池・水路等整備

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

- ◆有害物質の流出・拡散対策

7-5 農地の荒廃による被害の拡大

- ◆農地の保全の取組

目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ◆ごみ焼却施設の維持管理
- ◆災害廃棄物処理体制の確立
- ◆他地域自治体との連携

8-2

道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ◆関係協力団体との連携
- ◆他自治体等との連携強化

8-3

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ◆地域における主体的な活動の推進
- ◆地域コミュニティによる防災力の強化
- ◆治安の維持

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ◆橋梁の耐震化（再掲）
- ◆橋梁の長寿命化
- ◆道路構築物の長寿命化
- ◆港湾の耐震化及び長寿命化

8-5

広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ◆港湾・海岸の高潮対策（再掲）
- ◆河川の高潮対策
- ◆河川の整備（再掲）
- ◆内水氾濫対策（再掲）

8-6 避難所運営がうまくいかず避難所における自治が崩壊する事態

- ◆避難所運営マニュアルの充実・策定

8-7 被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態

- ◆応急仮設住宅建設候補地の選定
- ◆民間賃貸住宅の居室借上げ（みなし応急仮設）

8-8 地域経済等に甚大な影響を及ぼす風評被害等の発生

- ◆正確な情報収集・発信
- ◆中小企業者等への支援

6 計画の推進

(1) 計画の進め方

この計画は、地域のリスクマネジメントであり、基本目標を設定し、P（計画）D（実行）C（評価）A（見直し・改善）サイクルを繰り返すことによる、取り組み推進を基本とします。

(2) 計画の見直し

本計画が対象とする期間は、概ね5年ごとに見直すこととします。当初の計画期間は令和2年度から令和7年度までとします。但し、それ以前であっても、国の動向や社会情勢等の変化により、必要に応じ見直しを検討します。